

庁舎電力（病院・学校）に係る質疑応答について

独立行政法人国立病院機構山形病院

No	質問内容	回答
1	燃料費調整制度については、当社独自の制度を適用予定ですが、問題ないでしょうか。	市場価格調整単価につきましては、 各社で算定諸元が異なると入札条件が異なることになってしまうため、 今回の入札では契約書及び仕様書に記載した算定方法以外認められません。
2	入札書記載の日付をご指示願えますか。	1回目の入札書は提出期限前の作成日としてください。
3	入札書提出時に各入札金額内訳書も、提出する認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。入札に参加いただける場合は、入札書、入札金額内訳書①、入札金額内訳書②を製本いただき、割印を押印の上、ご提出ください。
4	仕様書別表（市場価格調整）2. 市場価格調整単価の通知に『算定された市場価格調整単価を、インターネットを利用する方法等により通知する。』との記載がございますが、毎月ホームページに詳細が記載されますが、別途通知は行っておりませんので、ご了承ください。	可能といたします。
5	弊社請求書では、燃料費調整単価と市場価格調整単価は合算されて表示されますが問題ございませんか。	今回の入札では契約書及び仕様書に記載のある市場価格調整単価のみしか認められません。
6	ご提示いただいた山形病院の入札金額内訳書及び契約書単価設定が時間帯別のメニュープランとなっております。弊社としては季節別プランで応札希望ですが時間帯メニューは必須でしょうか。季節別メニューでの応札可能な場合、指定内訳書の書式を修正・変更してもよろしいでしょうか。	季節別時間帯別に単価をご記入ください。入札書の修正・変更は不可能です。
7	※燃料費等調整について ①落札後の契約時において燃料調整を行わないプランでご契約することは可能でしょうか。 ②あるいは現行（公告時点）の燃料費等調整の算定諸元をご契約満了まで適用させていただくことは可能でしょうか。	①不可能です。電力料金については、契約書及び仕様書に記載した算定方法以外認められません。 ②不可能です。
8	旧一電が公表する次年度4月以降適用となる燃調諸元が大幅に変更になる場合は、弊社システム対応の関係で現行の諸元を継続するなど協議させていただくことがあることをあらかじめご了承ください。	不可能です。

庁舎電力（病院・学校）に係る質疑応答について

独立行政法人国立病院機構山形病院

No	質問内容	回答
9	弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。 お客さまにはWEB上の『お客様ページ』にて請求書（施設ごとの内訳書アリ）を確認・ダウンロード・印刷して頂くこととなりますが、ご了承いただけますでしょうか。 また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております、毎月の受電月報（30分データ）の提供は、WEBからのダウンロードにて可能ですのでよろしく申し上げます。	可能といたします。
10	契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	現時点で電力に影響するような工事予定はございません。
11	SW切替の際必要となりますので、現在の供給者を教えていただけますでしょうか。	株式会社エネルギア・ソリューション・アンド・サービスです。
12	山形病院において、現在の契約電力をご教示いただけませんか。	現在の契約電力は病院579kw、学校64kwですが、今回の契約分から病院569kw、学校64kwとしております。
13	落札後、契約内容に関する協議にはご対応いただけますでしょうか。	協議については契約書（案）第33条の規定のとおり定めのない事項についてのみ可能です。
14	①契約締結期限の記載がございましたが、こちらは必須でしょうか。またこちらは、土日・祝日を含んだ日数でしょうか。 ②契約内容確定後、社内決済・製本・押印・発送等お時間を頂戴することとなりますが契約締結日をご指定内にて締結すれば問題ございませんでしょうか。	①契約締結期限は必須ではありませんが、履行開始日までに締結する必要があります。 ②問題ございません。
15	第10条（契約代金の支払いの方法及び時期） 記載では「検査終了後、請求」となっておりますが、実際の業務では1日の午前0時に自動計量され、毎月第4営業日を目的に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載されております。 文面： 計量⇒検査⇒請求 実情： 計量⇒請求・内訳送付 特に契約書文面は変えていただかなくても結構ですが、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりませんのでご了承いただけますでしょうか。	可能といたします。
16	第10条（契約代金の支払いの方法及び時期） ①今回のご契約における月々のお支払いは、お振込でしょうか口座振替でのご対応でしょうか。 ②また請求書受領後30日以内にご対応いただくことは可能ですでしょうか。	①契約書（案）第10条の規定のとおり口座振替または振込での対応となり、方法については協議で定めるものといたします。 ②協議の上定めることといたします。

庁舎電力（病院・学校）に係る質疑応答について

独立行政法人国立病院機構山形病院

No	質問内容	回答
17	<p>第33条（附則） 定めのない事項につき協議を行う際に『乙の電力需給約款参照の上』を追記お願いできますか。</p>	<p>不可能です。定めのない事項については、契約書（案）第33条の規定のとおり協議の上定めることといたします。</p>
18	<p>第〇条（契約電力） 契約電力に関しての記載がございませんので、下記文言を参考に条項の追加をお願いできますでしょうか。 契約締結時において契約電力が500kW未満の施設</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。 2 最大需要電力が500kW以上となった場合は、最大需要電力等をもとに契約電力を甲乙の協議により定めることとする。 3 2において定めた契約電力を超過した場合は、超過金の支払について甲乙協議を行い、超過金の支払が適当であると認められたときは、甲は当該協議において決定された金額を超過金として乙に支払うものとする。 <p>契約締結時において契約電力が500キロワット以上の施設 契約電力が500キロワット以上の施設において、契約電力を変更する必要があるときは、甲乙協議の上変更するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 甲が前項の規定によらず契約電力を超過した場合は、超過金の支払について甲乙協議を行い、超過金の支払が適当であると認められたときは、甲は当該協議において決定された金額を超過金として乙に支払うものとする。 <p>こちらを追記願えませんでしょうか。</p>	<p>定めのない事項ですので、契約書（案）第33条の規定のとおり協議の上定めることといたします。</p>

庁舎電力（病院・学校）に係る質疑応答について

独立行政法人国立病院機構山形病院

No	質問内容	回答
19	<p>第〇条（違約金・・・）</p> <p>甲の責に帰すべき事由により発生する違約金についての記載がございませんので、下記文言を参考に条項の追加をお願いできますでしょうか。</p> <p>『甲の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、甲は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、第2条に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じた額に、第2条に定める基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として乙の指定する期間内に支払わなければならない。』</p>	<p>定めのない事項ですので、契約書（案）第33条の規定のとおり協議の上定めることといたします。</p>
20	<p>契約期間中、一般電気事業者による料金等に係る改定等が行われた際の対応については別途協議可能でしょうか。</p>	<p>電力料金については契約書及び仕様書に記載のとおりですので、不可能です。</p>
21	<p>提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定（例：開札日）等がございますか。</p>	<p>1回目の入札書は提出期限前の作成日としてください。</p>
22	<p>自家発補給電力の契約はありますか。</p>	<p>ございません。</p>
23	<p>【500kW以上の施設について】</p> <p>現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。</p> <p>(頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。)</p>	<p>定めのない事項ですので、契約書（案）第33条の規定のとおり協議の上定めることといたします。</p>
24	<p>【500kW以上の施設について】</p> <p>現在の契約電力と直近12か月分の最大需要電力を教えてください。</p> <p>最大需要電力の実績が現在の契約電力を超過している場合、最大値に合わせて契約電力の超過是正を行う予定はありますか。</p>	<p>現在の契約電力は病院579kw、学校64kwです。直近12ヶ月分の最大需要電力は病院569.4kw（令和7年7月）、学校66kw（令和7年7月）です。</p> <p>令和7年7月末までに院内照明器具をLEDに交換したことから消費電力が減少しているため、今回の契約では仕様書記載の契約電力にしております。超過是正を行う予定はございません。</p>
25	<p>【500kW以上の施設について】</p> <p>契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。</p> <p>その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また、その際契約単価の変更協議には応じていただけますでしょうか。</p>	<p>契約書（案）第33条の規定のとおり協議の上定めることといたします。</p>

庁舎電力（病院・学校）に係る質疑応答について

独立行政法人国立病院機構山形病院

No	質問内容	回答
26	<p>【500kW以上の施設について】</p> <p>供給開始後に最大需要電力が契約電力を超過した場合、一般送配電事業者の指示のもと、超過金の支払いではなく契約電力の超過是正をいたします。（超過是正については弊社で決定するものではなく、一般送配電事業者の指示のもと対応すべき事項です。）その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんでしょうか。</p>	<p>契約書（案）第33条の規定のとおり協議の上定めることといたします。</p>
27	<p>【500kW以下の施設について】</p> <p>契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kW以上の協議制となる予定はございますでしょうか。仮に、契約期間中に協議制となった場合には契約単価の変更協議に応じていただけますでしょうか。</p>	<p>予定はございません。</p>
28	<p>予備電力のご契約はございますでしょうか。ある場合、予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。</p>	<p>契約はございません。</p>
29	<p>弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また、弊社では料金算定期間の翌月末日を支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>契約書（案）のとおりですので、問題ございません。支払日については契約書（案）第33条の規定のとおり協議の上定めることといたします。</p>
30	<p>請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますがご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>問題ございません。</p>
31	<p>送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>今回の契約に係る送電開始日は仕様書や契約書（案）にあるとおり令和8年4月1日からとなります。計量日については、契約書（案）第33条の規定のとおり協議の上定めることといたします。</p>
32	<p>電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。</p>	<p>問題ございません。</p>
33	<p>電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。（1枚の請求書に対し複数から支払われることはありませんでしょうか）複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>1枚の請求書に対し複数から支払われることはございません。</p>
34	<p>請求時の基本料金の算定方法について、弊社では （基本料金単価×契約電力）+ 力率割引・割増相当額 により算定しております。基本料金および力率割引については個別に計算しますが、力率割引の考え方は旧一般電気事業者の定義と同じです。 例）力率が100%の場合、基本料金を15%割引します。 上記算定方法にてご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>仕様書及び契約書（案）第9条（料金）に記載のとおりです。</p>

庁舎電力（病院・学校）に係る質疑応答について

独立行政法人国立病院機構山形病院

No	質問内容	回答
35	自動検針装置はついてますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	付いております。
36	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	協議については契約書（案）及び仕様書に定めのない事項についてのみ可能です。
37	①入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。 ②また、郵送提出の際、入札書、内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出する必要がありますでしょうか。	①入札書、入札金額内訳書①、入札金額内訳書②を製本いただき、割印を押印の上、ご提出ください。 ②入札説明書のとおりです。
38	入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。 ①基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 ②基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。 ③各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 ④1年間の総額（税込）より入札金額（税抜）を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。	入札書、入札金額内訳書①、入札金額内訳書②のとおりです。
39	各施設分の予定契約電力および予定使用電力量を合計し、1つの内訳書を作成してもよろしいでしょうか。	入札書、入札金額内訳書①、入札金額内訳書②の様式変更は不可能です。
40	各施設においてプラン形態（季節別・時間帯別等）が異なる場合、全て季節別プランとして内訳書を作成してもよろしいでしょうか。	入札書、入札金額内訳書①、入札金額内訳書②に記載のとおりとしてください。各様式の内容変更は不可能です。
41	入札書と内訳書およびその他提出書類について、ExcelもしくはWordデータでいただくことは可能でしょうか。不可の場合、任意様式で作成しても良いですか。	入札関係書類受領者様あてにExcelファイルをお送りいたします。任意の作成は不可です。
42	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。	不可能です。契約書（案）及び仕様書に記載した算定方法以外認められません。
43	弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。	不可能です。契約書（案）及び仕様書に記載した算定方法以外認められません。
44	燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	不可能です。契約書（案）及び仕様書に記載した算定方法以外認められません。
45	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	入札金額が予定価格に達しない場合、落札業者が開札日に決定しない可能性がございます。別途契約手続が必要になりますので、現時点でいつまでに契約業者が決定するか申し上げることはできかねます。

庁舎電力（病院・学校）に係る質疑応答について

独立行政法人国立病院機構山形病院

No	質問内容	回答
46	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	契約書（案）第33条の規定のとおり協議の上定めることといたします。
47	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者を支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	電気料金の算定方法については契約書（案）及び仕様書に記載しており、市場価格調整額の算定方法内に託送料金や損失率の記載がございますので、ご参照ください。
48	複数需要場所の合算請求書の発行は対応できかねますがご了承いただけますでしょうか。	構いません。
49	計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	可能といたします。
50	落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退させていただきたく考えております。その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要がありますでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。	再度入札の際に、入札書に辞退の旨記載いただきご提出いただけます。
51	①契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。②その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	①契約締結期限は必須ではありませんが、履行開始日までに締結する必要がございます。 ②構いません。
52	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんでしょうか。	請求書内の名称については問題ございません。ただし今回の契約では契約書（案）及び仕様書に記載の市場価格調整単価のみ認められ、各社独自の燃料費調整単価については認められませんので、ご注意ください。
53	市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。	電気料金の算定方法については、契約書（案）及び仕様書に記載の方法以外認められませんので、ご注意ください。
54	市場連動プランでの応札が可能な場合、以下、ご回答をお願いいたします。	-
55	入札説明書2調達内容(5)にございます「当該地域を管轄する一般送配電事業者」（東北電力ネットワーク）を、「当該地域を管轄する旧一般電気事業者」（東北電力株式会社）と読み替えてよろしいでしょうか。	不可能です。
56	入札書提出時に内訳書の添付は必要でしょうか。	入札書、入札金額内訳書①、入札金額内訳書②を製本いただき、割印を押印の上、ご提出ください。
57	病院ではなく、学校だけ入札に参加することは可能でしょうか。	病院及び学校の両方に参加いただくことを前提にしておりますので、学校単独での参加は不可能です。

庁舎電力（病院・学校）に係る質疑応答について

独立行政法人国立病院機構山形病院

No	質問内容	回答
58	<p>制度上の確認なのですが、「契約細則第6条⑥」につきまして、本条項は貴機構において契約不履行があった場合に該当するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
59	<p>電気料金の算定方法について、 契約書（案）には「料金は（中略）電力量料金の合計額へ、燃料費調整額に消費税相当額を加算した額を差引きまたは加えた額とする。」と燃料費調整額の記載がございますが、 仕様書には「電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量＋市場価格調整単価×使用電力量」と市場価格調整単価のみの記載となっております。 こちらは下記添付の一電電気標準約款と同じように、燃料費調整額と市場価格調整額を合わせた金額を燃料費等調整単価として請求するという認識でよろしかったでしょうか。</p>	<p>認識に相違がございます。 今回の入札に係る電気料金の算定は契約書（案）第9条第1項の計算式とおりとなっております。また同項にある燃料費調整額は第9条第3項にある仕様書別表（市場価格調整）の市場価格調整単価のみが認められます。 各社の約款に定めのある独自の燃料費調整額を別に算定することは一切認められませんのでご留意願います。 《参考》 第9条 料金は、契約電力と基本料金率によって算定する基本料金と、使用電力量と電力量料金率によって算定する電力量料金の合計額へ、燃料費調整額に消費税相当額を加算した額を差引きまたは加えた額とする。 3 燃料費調整額等は、別紙仕様書のとおり定める市場価格調整額の算定に基づき算出した額とする。</p>